

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会総務委員会規則

(設置)

第1条 この規則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）専門委員会規程第2条に基づき、総務委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項に関して定める。

(目的)

第2条 この委員会は、本会の目的及び事業を円滑に推進するため、各専門委員会と緊密に連携し、事業の計画・立案・実施に向けて連絡調整の役割を担うとともに、本会の諸課題解決を目指して審議し、理事長に具申することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は次の事項を行う。

- (1) 庶務全般に関すること
- (2) 規程の改廃に関すること
- (3) 会館運営に関すること
- (4) 広報・宣伝に関すること
- (5) 表彰・叙勲等に関すること
- (6) 財政の確立に関すること
- (7) 募金（一般・免税・賛助会員）活動に関すること
- (8) 本会主催行事の企画・運営に関すること
- (9) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員15名以内をもって組織し、本会理事長が委嘱する。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 本会理事 | 2名以内 |
| (2) 加盟競技団体 | 2名以内 |
| (3) 加盟地方団体 | 2名以内 |
| (4) 加盟学校体育団体 | 3名以内 |
| (5) 各種専門委員会 | 4名以内 |
| (6) 学識経験者 | 2名以内 |

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長・・・1名
- (2) 副委員長・・・1名

(役員職務)

第6条 委員長は、本会副会長及び専務理事の中から本会理事長が指名し、副委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

(任期及び制限年齢)

第7条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員の解任については、本会定款第30条に準ずる。
- 3 委員は、就任時に70歳未満でなければならない。ただし、学識経験者理事についてはその限りではない。

(委員会)

第8条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本会理事長、副会長及び専務理事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 委員会の委員は、全て部会員となる。

3 各部会の部会長には、委員会の委員をもって充てる。

4 部会の重要決定事項は、委員会の承認を得なければならない。

5 部会の運営に関することについては、別に定めることができる。

6 委員会及び部会には会議録を作成し、委員長及び部会長捺印の上、これを保存する。

(事務)

第10条 委員会及び部会の事務処理は、本会事務局で行う。

附則

1 この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。

2 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。

3 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

4 この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。